

老発 0 3 2 7 第 6 号

平成 2 5 年 3 月 2 7 日

岩手県、宮城県、福島県知事 殿

厚生労働省老健局長

(公印省略)

東日本大震災に対処するための基準該当訪問看護の事業の人員、設備
及び運営に関する基準の一部を改正する省令の施行について

東日本大震災に対処するための基準該当訪問看護の事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（平成 2 5 年厚生労働省令第 3 3 号。以下「改正省令」という。）が、本日公布されたところである。

改正の趣旨及び主な内容は下記のとおりであるので、御了知の上、管内市町村、関係者、関係団体等に対し、周知徹底を図られたい。

記

第一 改正省令の内容

東日本大震災に対処するための基準該当訪問看護の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 2 3 年厚生労働省令第 5 3 号。以下「特例省令」という。）第 2 条第 1 項に規定する特例措置は、平成 2 5 年 9 月 3 0 日までの間において特定被災区域（東日本大震災に際し災害救助法（昭和 2 2 年法律第 1 1 8 号）が適用された市町村の区域（宮城県石巻市及び福島県南相馬市の区域に限る。））のうち指定訪問看護の確保が著しく困難であると市町村が認める区域における災害救助法第 2 条に規定する救助の実施状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める日までの間適用すること。（特例省令第 1 条及び第 2 条第 2 項関係）

第二 施行期日

改正省令は、平成25年4月1日（第2条第2項の改正規定は、公布の日）から施行することとしたこと。（附則第1条関係）

第三 経過措置

改正省令の施行の際に、岩手県一関市の区域並びに宮城県石巻市及び福島県南相馬市の区域（指定訪問看護の確保が著しく困難であると市町村が認める区域を除く。）内に所在する事業所において、現に利用者に対して行われている基準該当訪問看護については、平成25年9月30日又は利用者が他の介護サービスに移行する等の事由により基準該当訪問看護の提供が終了する日のいずれか早い日までの間は、なお従前の例によること。（附則第2条関係）

○厚生労働省令第三十三号
介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四
十二条第一項第二号の規定に基づき、東日本大震
災に対処するための基準該当訪問看護の事業の人
員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する
省令を次のように定める。

平成二十五年三月二十七日
厚生労働大臣 田村 憲久

東日本大震災に対処するための基準該当訪
問看護の事業の人員、設備及び運営に関す
る基準の一部を改正する省令

東日本大震災に対処するための基準該当訪問看
護の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平
成二十三年厚生労働省令第五十三号。以下「基準
省令」という。）の一部を次のように改正する。

第一条中「岩手県、宮城県及び福島県」を「宮城県石巻市及び福島県南相馬市」に改め、「特定被災区域」という。）の下に「のうち指定訪問看護の確保が著しく困難であると市町村が認める区域」を加える。

第二条第二項中「平成二十五年三月三十一日」を「平成二十五年九月三十日」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十五年四月一日から施行する。ただし、第一条第二項の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行の際現に行われているこの省令による改正前の基準省令第一条に規定する基準該当訪問看護（東日本大震災に際し災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）が適用された市町村の区域（岩手県一関市の区域並びに宮城県石巻市及び福島県南相馬市の区域）指定訪問看護の確保が著しく困難であると市町村が認める区域を除く。）に限る。）内に所在する事業所においてこの省令の施行の際現に利用者に対して行われているものに限る。）の事業に係るこの省令による改正前の基準省令の規定（第二条第二項の規定を除く。）の適用については、平成二十五年九月三十日又は当該利用者が他の介護サービスに移行することその他の事由により当該利用者に対する当該基準該当訪問看護の提供が終了する日のいずれか早い日までの間は、なお従前の例による。